

# 駐車場誘導警備業務標準仕様書（和歌山市）

業務名	保健センター駐車場誘導警備業務
施設名	和歌山市中保健センター・西保健センター・南保健センター・北保健センター
履行場所	中保健センター：和歌山市吹上5丁目2番15号 西保健センター：和歌山市松江775番地1 南保健センター：和歌山市田尻493番地1 北保健センター：和歌山市直川326番地7
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 第1章 基本的事項

第1条 受託者は、警備業務を実施するに当たっては、警備業法、道路交通法その他法令を遵守し、この仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

## 第2章 一般事項

### (警備業務及び範囲)

第2条 受託者は、敷地内及びその周辺における交通誘導、整理を行い事故防止に努める。

2 警備業務に係る区域は、この仕様書に添える別紙図面に示すものとする。

### (警備時間及び警備実施日)

第3条 警備を行う時間は、午後0時30分から午後3時30分までとする。ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、受託者は、本市監督職員（以下単に「監督職員」という。）の承認を受けて警備時間を変更することができる。

2 警備実施日は、別紙「警備日程表」に示すものとする。ただし、日程変更があった場合は、委託者と受託者の協議の上処理するものとする。

### (警備ポスト数)

第4条 警備ポスト数は、別紙「警備日程表」のとおりとする。

### (警備業務従事者)

第5条 受託者は、委託者に業務に従事する者に係る警備員の名簿（警備業法に定めるものをいう。）の写しを提出しなければならない。

2 受託者は、委託者に検定資格（施設警備1級、2級等）の有無等の書面を提出し、承認を受けなければならない。また、警備員を変更する場合も同様とする。

### (臨機の措置)

第6条 受託者は、事故の発生その他の事由により臨時に警備が必要になったときは、その旨を現場責任者を通じて監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

### (現場責任者)

第7条 受託者は、現場責任者を選定し、本市の承認を受けなければならない。

2 現場責任者に異動があるときは、事前にその旨を本市に連絡し、その承認を受けなければならない。

### (緊急時の対応)

第8条 受託者は、次に掲げる緊急時の対応マニュアルを提出し、委託者の承認を受けなければならない。

#### (1) 火災・爆発等発生時

#### (2) 違法・不法行為者発見時

#### (3) 交通事故発生時

2 緊急時において、受託者は、監督職員に連絡を行わなければならない。

### (警備業務の監督)

第9条 警備業務始業前に、現場責任者は、監督職員の指示を受けなければならない。

(警備業務報告書及び業務の検査)

第10条 警備業務終了後、現場責任者は、監督職員に業務報告書（日報）を提出し、検査を受けなければならない。

(護身用具の届出)

第11条 護身用具を携帯する場合は、監督職員に届け出て、その承認を受けなければならぬ。

(機材の保管等)

第12条 受託者は、使用する機材があるときは、監督職員が指示する場所に整理し、保管しなければならない。

2 前項の使用する機材は、受託者が用意しなければならない。

(現場責任者及び警備員の服務)

第13条 現場責任者は、この仕様書に定めるところに従い業務が履行されるよう業務全般に関する責任を負うものとする。

2 現場責任者は、業務中に火災、盗難、人身事故等が起こることのないように注意しなければならない。

3 現場責任者は、常に所在を明らかにし、本市が連絡を取ることができるようにしなければならない。

4 警備業務に従事する者は、警備員であることが識別可能で、かつ、清潔な制服を着用し、胸部に名札を付けなければならない。また、身分証を常時携行し、監督職員その他の者から請求があったときは、提示できるようにしなければならない。

5 警備業務に従事する者は、警備業務中の言動に注意し、来庁者、本市職員その他の者に不快感を与えないように努めなければならない。

6 警備業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

7 警備業務に従事する者は、警備業務中に来庁者から施設内のことでの質問を受けた場合は、自らの知り得る範囲内で親切かつ正確に返答しなければならない。

(人権啓発研修の実施)

第14条 受託者は、この契約に基づく警備業務に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を実施しなければならない。

(その他の遵守事項)

第15条 警備業務に従事する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 警備業務中に庁舎等の破損個所及び落書きを発見したときは、速やかに監督職員に連絡すること。

(2) 駐車場出入口付近に駐車している車両を排除し、また、必要に応じて運転手の呼出しを行うこと。

(3) 使用する機材等以外のものを庁舎内に搬入しないこと。

(4) 人に危害を与える動物や不審物を発見したときは、速やかに、必要に応じて、警察及び監督職員に報告すること。

(5) 不審者等を発見したときは、速やかに、必要に応じて、警察及び監督職員に報告すること。

(6) 盗難事故が起きたときは、速やかに監督職員に連絡し、現場の保存を行うこと。

(7) 病院やけが人を発見したときは、必要に応じて応急措置を行うとともに、速やかに、必要に応じて、警察署、消防署及び監督職員に報告すること。

(8) 火災、爆発、人身事故等の人為災害、地震、台風等の自然災害その他緊急危機事態が発生したときは、必要に応じて応急措置をとるとともに、速やかに、必要に応じて、警察署、消防署及び監督職員に報告すること。

(9) 遺失物を発見したときは、その品名、発見日時、発見場所、拾得者氏名等必要事項を記録し、監督職員に移管すること。

(10) この仕様書に記載のない事項の軽微な業務については、監督職員と協議の上、実施すること。

### 第3章 用語

第16条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 動哨 屋外の敷地において、一定区域又は一定区間を巡回し、警戒、誘導又は案内を行うことをいう。

(2) 立哨 屋外の敷地において、一区域又は一地点に起立し、警戒、誘導又は案内を行うことをいう。

2 業務報告書を提出する場合には、前項各号に掲げる用語により明示するものとする。

#### 別紙

#### 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長宛て提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 警 備 日 程 表

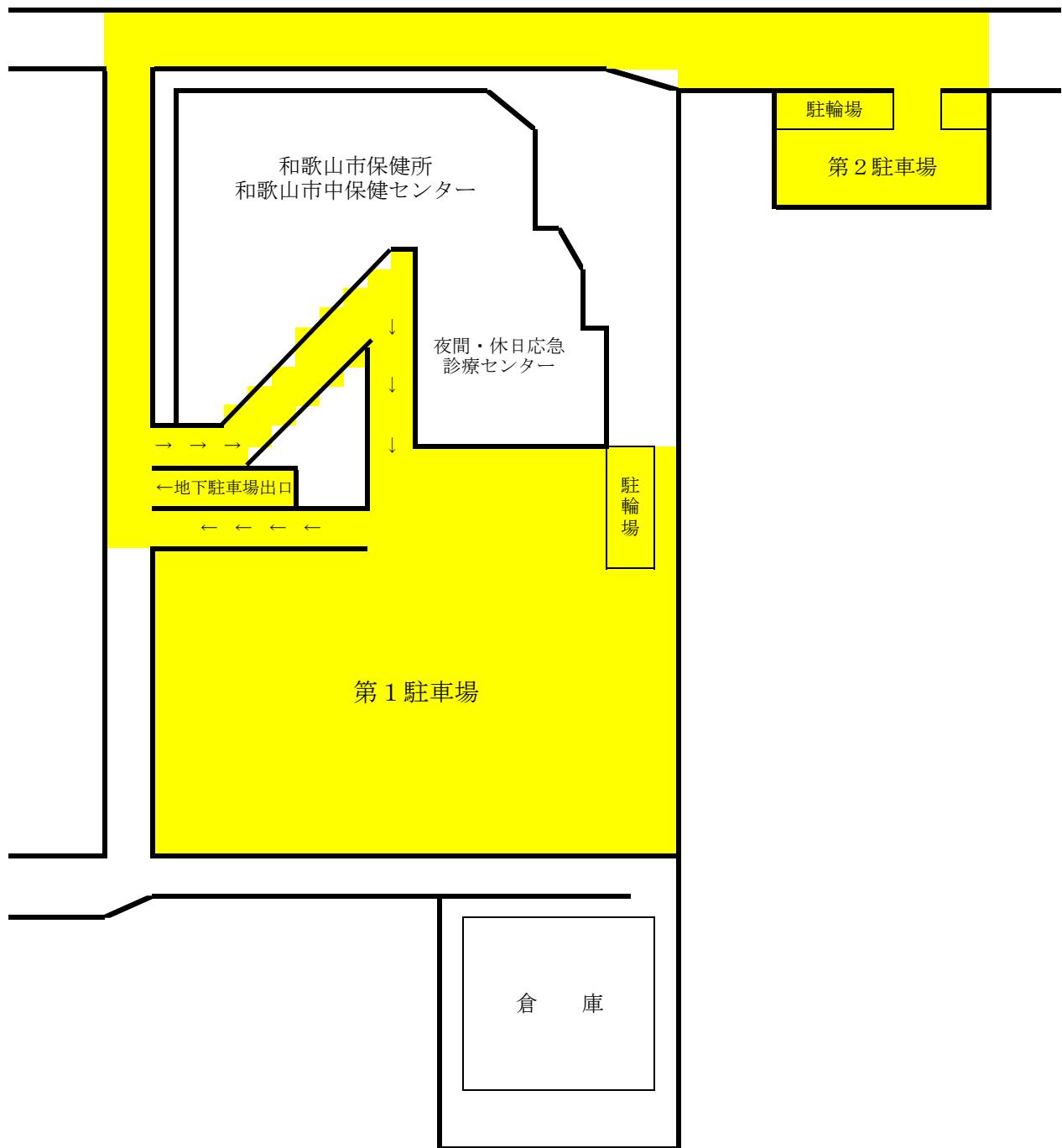
年 月	中 保健センター 出務日								
令和8年4月	2	3	8	9	14	22	24	28	
5月	1	7	12	13	14	22	26	27	
6月	4	5	9	10	11	23	24	26	
7月	2	3	8	9	14	22	24	28	
8月	4	6	7	19	20	25	26	28	
9月	3	4	8	9	10	25	29	30	
10月	1	2	8	13	14	23	27	28	
11月	5	6	10	11	12	24	25	27	
12月	3	4	8	9	10	22	23	25	
令和9年1月	7	12	13	14	22	26	27	29	
2月	4	5	9	10	16	18	24	26	
3月	4	5	9	10	11	23	24	26	

警備ポスト数 1人 計 96人 (96日)

別紙図面

## 中保健センター 警備範囲

警備範囲：着色部分



和歌山市吹上5丁目2番15号

和歌山市中保健センター

電話 488-5122

## 警 備 日 程 表

年 月	西 保健センター 出務日							
令和8年4月	1	7	9	15	17	23	24	
5月	14	15	19	20	22	27	28	
6月	2	3	11	17	19	25	26	
7月	1	7	9	15	17	23	24	
8月	4	5	6	19	21	27	28	
9月	1	2	10	16	18	24	25	
10月	6	7	8	16	21	22	23	
11月	4	12	17	18	20	26	27	
12月	1	2	10	16	18	24	25	
令和9年1月	5	6	14	15	20	22	28	
2月	2	3	4	17	19	25	26	
3月	2	3	11	17	19	25	26	

警備ポスト数 各 1 人 計 84 人 (84 日)

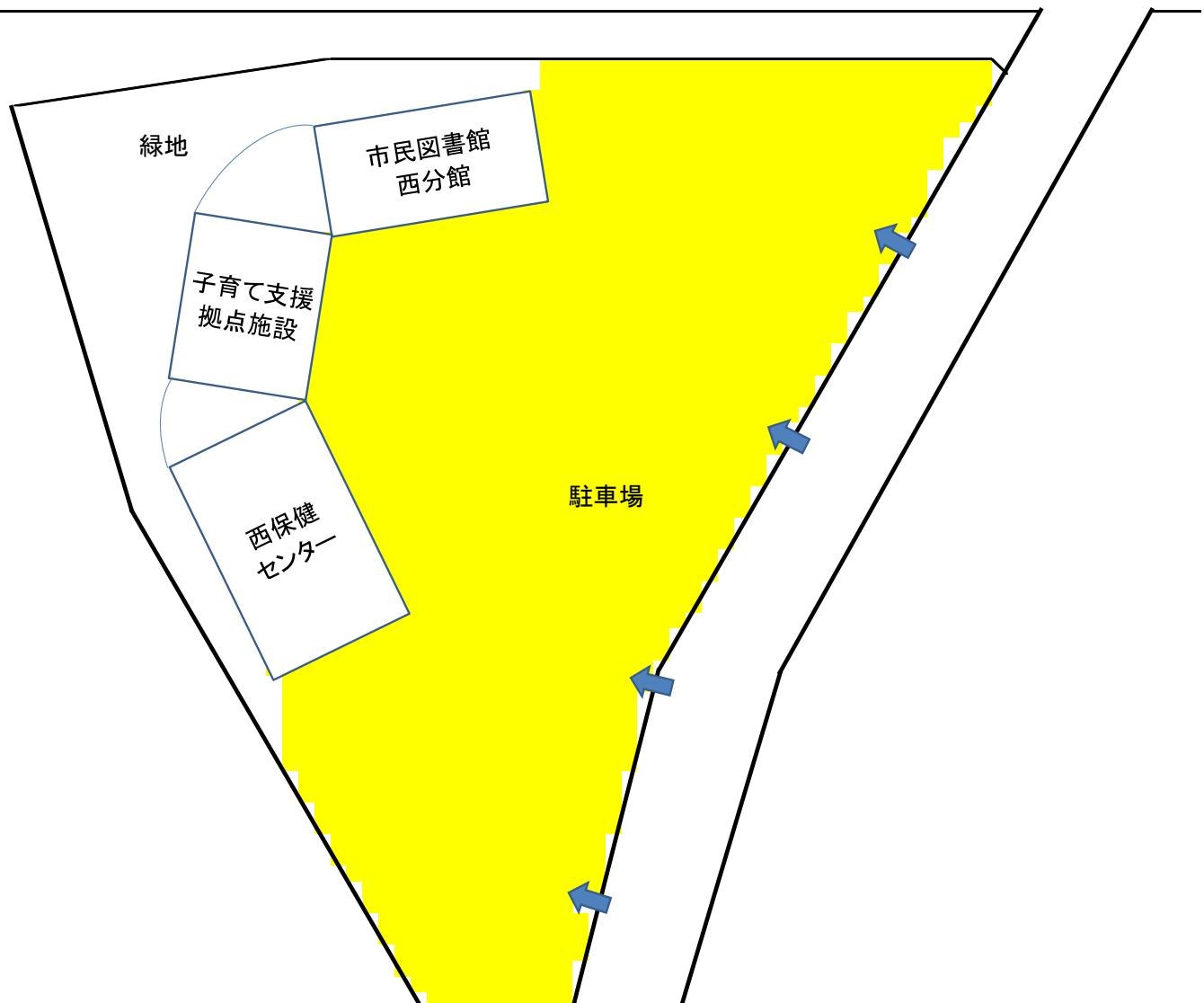
別紙図面

## 西保健センター 警備範囲

警備範囲：着色部分

← 至 加太

延時 至 →



和歌山市松江 775 番地 1

和歌山市西保健センター  
電話 455-4181

(河西ほほえみセンター内)

## 警 備 日 程 表

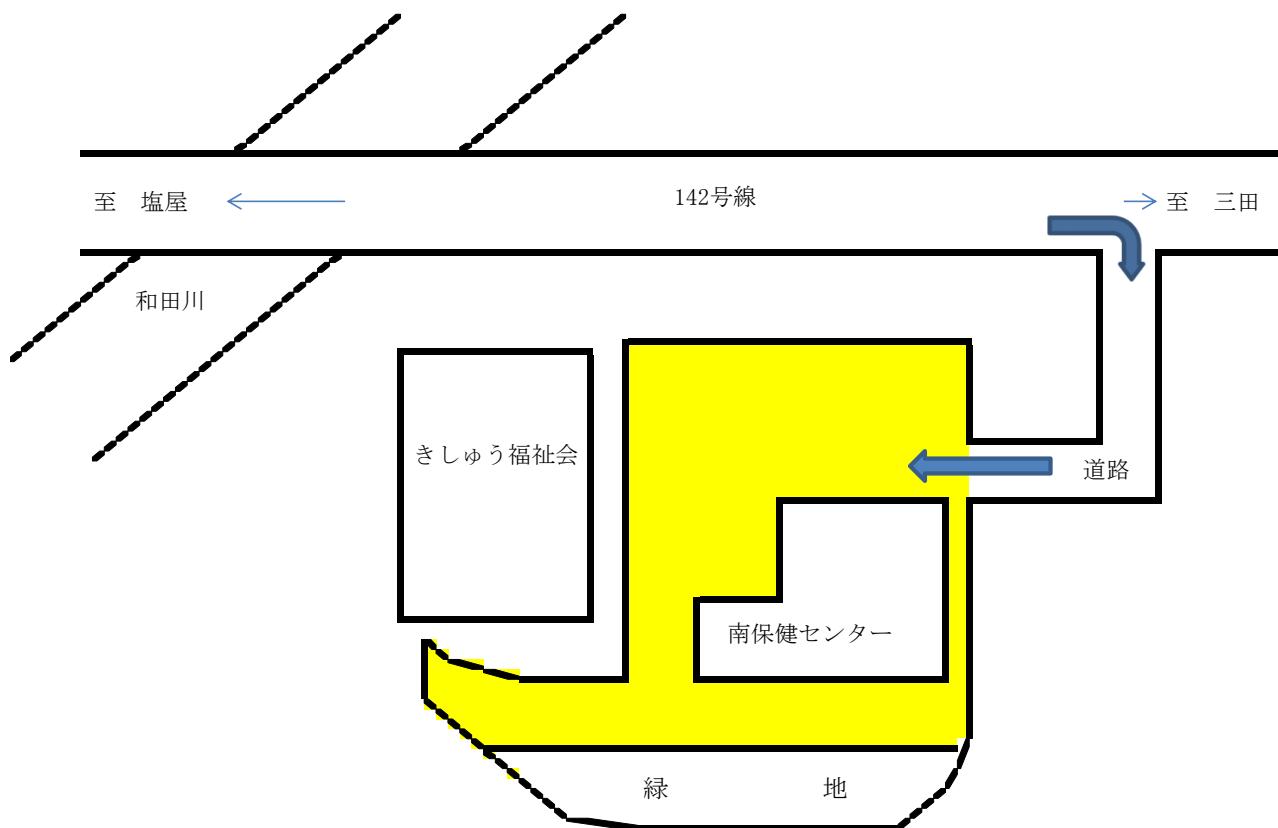
年 月	南 保健センター 出務日					
令和8年4月	10	16	17	21	23	
5月	8	15	19	21	28	
6月	12	16	18	19	25	
7月	10	16	17	21	23	
8月	18	20	21	27	28	
9月	11	15	17	18	24	
10月	9	15	16	20	22	
11月	13	17	19	20	26	
12月	11	15	17	18	24	
令和9年1月	8	15	19	21	28	
2月	12	16	18	19	25	
3月	12	16	18	19	25	

警備ポスト数 1人 計 60人 (60日)

## 南保健センター 警備範囲

別紙図面

警備範囲：着色部分



和歌山市田尻493番地1

和歌山市南保健センター

電話 499-5566

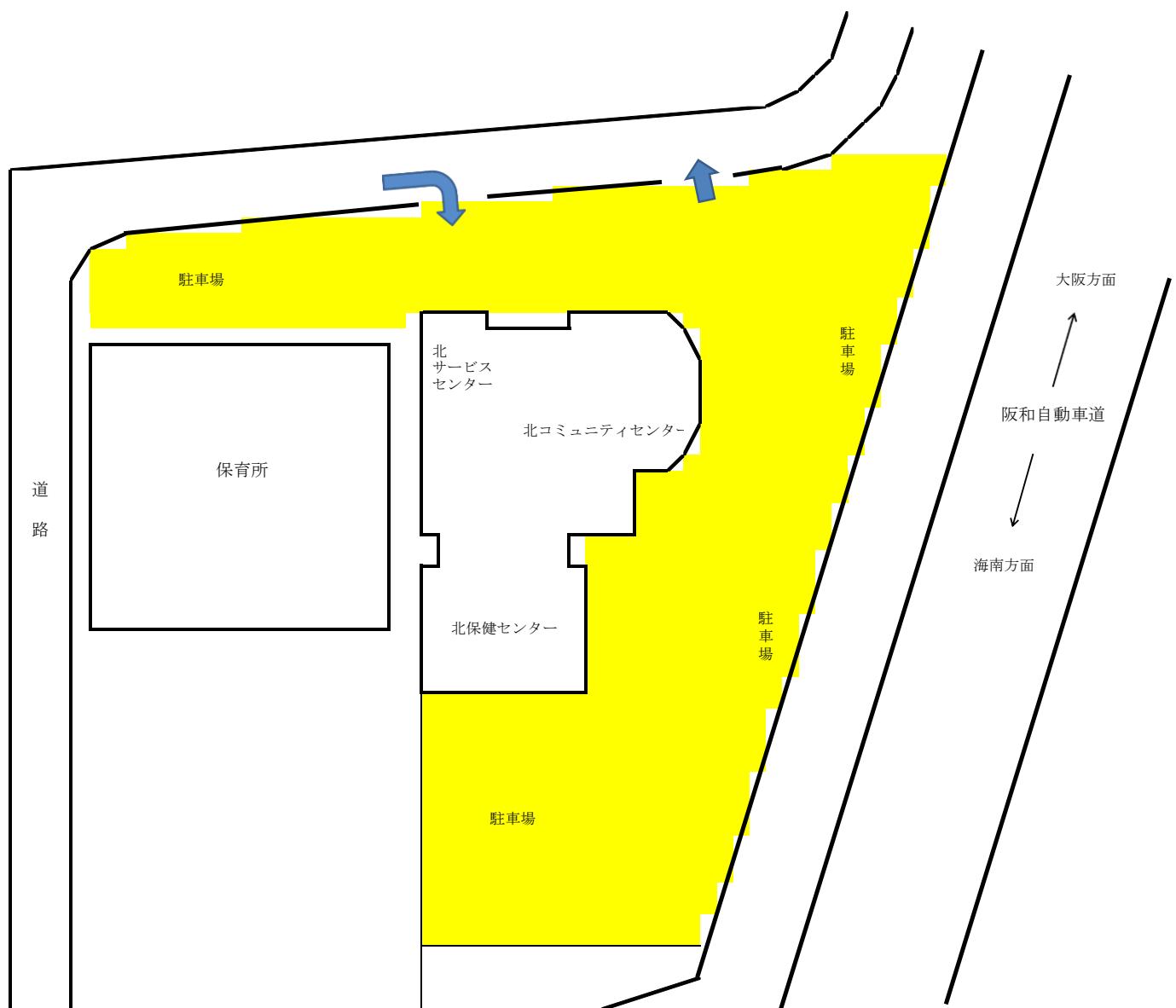
## 警 備 日 程 表

年 月	北 保健センター 出務日						
令和8年4月	2	3	10	15	16	21	
5月	1	7	8	19	20	21	
6月	4	5	12	16	17	18	
7月	2	3	10	15	16	21	
8月	6	7	18	19	20	25	
9月	3	4	11	15	16	17	
10月	1	2	9	15	20	21	
11月	5	6	13	17	18	19	
12月	3	4	11	15	16	17	
令和9年1月	7	8	19	20	21	29	
2月	4	5	12	16	17	18	
3月	4	5	12	16	17	18	

警備ポスト数 1人 計 72人 (72日)

## 北保健センター 警備範囲

警備範囲：着色部分



和歌山市直川326番地7

和歌山市北保健センター  
電話 464-5051

(さんさんセンター紀の川内)

## 保健センター駐車場誘導警備業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は和歌山市が設置する保健センター4か所における駐車場誘導警備業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の額は 円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とし、月ごとの額は、3月から2月分までは各月 円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）、3月分は 円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

### （損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

### （乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

### （確認）

第11条 乙は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならぬ。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年〇、〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第19条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第17条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第18条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第19条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下、「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

(1) 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、情報を管理する情報システム（パソコンなどの電子計算機及び当該電子計算機の周辺機器）を取り扱う際には、情報の漏えい、滅失等、情報の安全性が侵害されないようにすること。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第21条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲はこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙の違反行為があったとして私的独占の禁止及び校正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙の違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定してものをいう。次号において同じ。行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。）
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。  
(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだすときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際

は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（1）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（2）当該事故の原因を分析すること。

（3）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（4）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。